

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和5年5月19日)

[件名]

- 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正に係るパブリックコメントの実施について
(危機管理政策課) … 2
- 倒木被害防災・減災対策連絡会の設立について
(危機管理政策課) … 4
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第13報）
(原子力安全対策課) … 5
- 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正に係るパブリックコメントの実施について
(原子力安全対策課) … 6
- 鳥取県原子力安全顧問の自己申告について
(原子力安全対策課) … 8

危機管理局

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正に係るパブリックコメントの実施について

令和5年5月19日
危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、災害対策基本法に基づき「鳥取県地域防災計画」を作成しています。

このたび、昨年度の災害で得られた教訓、防災対策に係る各種取組や制度改正等を適切に地域防災計画へ反映させることにより、防災対策の更なる充実強化を図るため、鳥取県地域防災計画の修正案を作成しました。

5月24日（水）から6月14日（水）にかけてパブリックコメントを実施し、その後、鳥取県防災会議（会長は知事）で計画の修正を行う予定としています。

1 主な修正内容

（1）令和5年1月からの大雪を踏まえた修正

- ・ライフラインの途絶等を予防するための事前伐採の推進
→道路管理者、県、市町村、ライフライン機関、その他関係機関は、倒木による道路やライフラインの途絶、孤立集落の発生を予防するため、連携して倒木の可能性がある箇所を把握し、事前伐採を行うよう努めることを追記（雪害対策編 第1部 災害予防計画）
- ・避難所として活用できる施設の把握と資機材の整備
→市町村は、孤立予想集落内で雪害時の避難所として活用できる施設を把握するとともに、必要な資機材等の整備に努めることを追記（雪害対策編 第1部 災害予防計画）
- ・地域で行われる立往生車両への食料提供等の取組（災害時支え愛活動）支援
→県は、地域で行われる立往生車両への食料提供等の取組（災害時支え愛活動）を支援するよう努めることを追記（雪害対策編 第1部 災害予防計画）

（2）災害対応体制の充実・強化

- ・県及び関係機関による合同対策協議の実施
→県は、必要に応じて関係機関（道路管理者、警察、气象台、市町村等）と災害に係る情報を交換し、各機関が実施する災害対応について調整することを目的として、合同対策協議を、WEB会議システムを活用して実施することを追記（災害応急対策編 第2部 組織体制計画）
- ・防災行動計画（タイムライン）の作成
→県は、災害時に発生する状況を予測し、県等の各機関が実施する対応を時系列で整理した「防災行動計画（タイムライン）」を作成するよう努めることを追記（災害予防編 第2部 組織体制計画）
- ・広域受援実施大綱の作成
→県内で大規模災害が発生した場合の県外からの広域的な応援の受援に関する体制及び手順等の基本的な事項については「鳥取県広域受援実施大綱」によることを追記（災害予防編 第4部 防災関係機関の連携推進計画）

（3）避難促進、避難所環境の整備

- ・住民避難の促進（ハザードチェック、マイ・タイムライン、災害情報）
→県は、市町村と協力し、住民がハザードを見ることができるとともに、住民一人ひとりの主体的な早期避難ができるよう避難スイッチの取り組みやマイ・タイムラインの作成、住民が避難等を判断するための情報を得られる仕組みの整備等をより一層推進していくことを追記（災害予防編 第1部 総則）

- ・医療的ケアを必要とする者の避難の支援にあたっての留意事項の追記
→医療的ケアを必要とする者については、避難に際して本人の介助に加えて医療機器等の搬送が必要になることから、多くの支援を要することや、避難先において医療機器を稼働させるための電源の確保が重要であること等に留意が必要であることを追記（災害予防編 第5部 避難対策計画）
- ・電動車両の確保等
→避難所における電源確保を図るため、自動車メーカーと締結した協定に基づき、電動車両の貸与を受け、市町村へ派遣する体制を構築することを追記（災害応急対策編 第5部 避難対策計画）

（4）被災者支援に係る取組の推進等を踏まえた修正

- ・被災者の生活復興支援（災害ケースマネジメント）の実施体制の整備
→鳥取県災害ケースマネジメント協議会を中心として、関係機関が連携して災害ケースマネジメントを実施することを追記（災害予防編 第14部 被災者支援計画、災害応急対策編 第14部 被災者支援計画）
- ・罹災証明の発行体制の整備
→デジタル技術の活用による罹災証明書発行業務の効率化、迅速発行について検討を進めることや、県は市町村と調整の上、損害保険会社と連携した住家被害認定の実施を検討することを追記（災害予防編 第11部 住宅対策計画）

※その他、文言の修正等の軽微な修正を併せて行う。

2 パブリックコメントの概要

（1）実施期間

令和5年5月24日（水）～6月14日（水）

（2）計画案の閲覧方法

県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、危機管理政策課、各市町村の窓口で閲覧できるほか、県のウェブページでも閲覧できます。

県ウェブページ URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/273152.htm>

倒木被害防災・減災対策連絡会の設立について

令和5年5月19日

危機管理政策課

近年の大雪等による倒木発生が集落の孤立や停電・通信障害の発生等県民生活へ大きな影響を及ぼしたことに鑑み、危険木の事前伐採などの防災・減災対策を推進するため、関係機関による連絡会を設立することとし、設立総会を開催しました。

今後、現地調査などを行い、事前伐採の実施に向けて関係機関と連携して取組を推進します。

1 倒木被害防災・減災対策連絡会について

(1) 目的

県、市町村、施設管理者等の関係機関の連携により、倒木による集落の孤立・停電・通信障害等の発生による住民生活への影響を軽減するため、倒木発生時の関係機関連携による倒木除去など速やかな施設復旧体制を構築するとともに、危険木の予防的事前伐採など減災対策を計画的に推進することを目的として設立する。

(2) 参加団体

鳥取県、県内市町村、県内森林組合、中国電力ネットワーク株式会社、NTT西日本株式会社鳥取支店

2 設立総会

(1) 開催日時 令和5年5月16日(火) 午前11時30分から12時まで

(2) 開催場所 県庁災害対策本部室(オンライン会議と対面による会議を併用)

(3) 出席者 平井知事、県所管部局担当者、各参加団体代表者・担当者等82名

(4) 議 事

① 倒木被害防災・減災対策連絡会規約(案)について ⇒全会一致で了承された。

② 今後の事前伐採の進め方について ⇒関係機関で連携した取組の進め方について説明し、了承された。

<進め方>

圏域ごとに倒木発生の危険度に応じて実施の優先順位を付け、事前伐採の実施方法及び実施主体を検討し、各機関の役割に応じて事前伐採の実施・支援を行う。

- ・緊急・早期対応が必要な箇所の伐採…倒木の危険性が高いなど早期対応が必要な箇所は、道路管理者、事業者等による早期対応を検討
- ・森林の適正な管理の推進…森林所有者、森林組合等により、造林事業等を活用しながら、事前伐採を推進(森林経営管理制度の活用も検討)
- ・地域等を中心とした事前伐採…地域や森林組合等を中心とした事前伐採を推進
- ・所有者不明森林の対応…森林経営管理制度を進めている森林については、森林経営管理制度の特例措置の活用を検討

③ 質疑応答、意見交換

市町村より、かねてから倒木被害の発生への対応について事業者と協議を進めているところであり、関係機関で連携して事前伐採を進めて行きたい等の発言があった。

3 今後の取組

関係機関で日程調整の上、圏域ごとに合同で事前伐採実施候補箇所の現地調査等を実施する予定(台風シーズン、降雪シーズンに向けて、緊急性の高い箇所から順次事前伐採を実施)

- ・事前伐採実施候補箇所の調査(5～6月) 圏域ごとに関係者合同で現地調査等を実施
- ・事前伐採実施箇所の選定(調査後速やかに)
- ・事前伐採実施方法・主体の決定(7月～)…箇所の状況に応じ実施方法及び主体を決定、事前伐採を実施・支援



島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第13報）

令和5年5月19日
原子力安全対策課

島根原子力発電所2号機及び3号機の原子力規制委員会による審査状況は次のとおりです（前回報告はいずれも3月9日の常任委員会です）。

1 島根原子力発電所2号機

令和3年9月15日発電用原子炉設置変更許可。

(1) 審査

ア 設計及び工事の計画認可申請の審査

平成25年12月25日申請。

3月30日及び4月20日に審査会合（8回目、9回目）が開かれ、耐震設計や防波壁の健全性、火災感知器の配置について説明がなされた。いずれも原子力規制委員会から異論は出なかった。現在、耐震評価等の審査が行われている。

イ 保安規定変更認可申請の審査

平成25年12月25日申請。1月31日に補正提出。

3月28日に1回目の審査会合が開かれ、令和3年9月15日に取得した原子炉設置変更許可の内容を踏まえて1月31日に提出した補正書の概要を説明した。原子力規制委員会は今後の会合で詳細な説明を行うよう求めた。

(2) 安全対策工事（前回報告から変化なし）

中国電力は、工事完了予定時期を11月とし、2号機と3号機の安全対策費が合計6,800億円になる見込みを公表している。現在、防波壁の補強工事や津波漂流物対策工事、アクセスルートの改良工事等を行っている。

(3) 使用前事業者検査

中国電力は3月29日、認可された設計及び工事の計画どおりに工事が行われていること等を事業者が確認する使用前事業者検査を開始した。原子力規制委員会の運用に基づき、事業者の責任において、認可前から一部の検査は実施可能となっている。

(4) 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査

平成28年7月4日申請。

3月16日、4月7日及び4月25日に13～15回目の審査会合（非公開）が開催された。また、4月27日に16回目の審査会合（公開）が開催され、2月21日（12回目）の審査会合（公開）で指摘された所内常設直流電源設備（3系統目）の電源供給先として、燃料プール水位計や温度計を追加することを回答し、原子力規制委員会から異論はなかった。

(5) 自治体向け審査状況説明会

5月16日、中国電力主催の島根原子力発電所2号機に関する37回目の自治体向け説明会が開催され、本県を含む関係自治体の職員が出席した（公開、一般傍聴可）。

2 島根原子力発電所3号機

平成30年8月10日申請。

3月28日に審査会合（4回目）が開催され、原子炉等をモデル化して原子炉圧力容器内等で起きる物理現象の挙動を解析するための炉心解析コードの適用性に関して、当該コードの解析モデルについて説明した。原子力規制委員会からは、解析モデルの使用実績について説明するよう求められた。

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正に係るパブリックコメントの実施について

令和5年5月19日
原子力安全対策課

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）について、原子力防災訓練の教訓や県の取組み、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を反映した修正案に係るパブリックコメントを、5月24日（水）から6月14日（水）まで実施します。

1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正内容

（1）中国電力と締結した防災協力協定の内容の反映

令和4年7月に鳥取県、島根県及び中国電力との間で「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」を締結した。当該協定第2条に定めた中国電力の協力項目について、次のとおり中国電力の業務に追加する。

- ・ 県、米子市及び境港市への放射線防護資機材の供給
- ・ 住民相談窓口等の設置

（2）原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

ア 交通障害（事故車両・放置車両等）発生時の対応について記載

令和4年11月に行った原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）では、住民避難訓練の際に交通事故発生による避難ルートの変更や、立ち往生車両による交通障害が発生したことから、県警察や道路管理者、その他関係機関と交通障害発生時の対応について確認するための検討会議を開催した。

会議での確認結果も踏まえ、訓練から得られた教訓として、状況に応じて災害対策基本法第76条等の適用の検討も含め、関係機関が連携して早期の交通確保に努めることや、避難者への確実な情報伝達に努めることを記載する。

イ 原子力防災支援基地の整備

万が一、原子力災害発生時に避難が必要となる場合に備え、避難の実効性確保に向けた後方支援体制として、県内2か所に避難退域時検査会場で使用する資機材等を保管する原子力防災支援基地の整備を進めている。

1か所目となる鳥取市内の支援基地が令和4年12月より運用を開始するとともに、2か所目となる江府町内の支援基地の整備も開始したため、その後方支援体制を記載する。

（3）国の防災基本計画、原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正

国の定める計画や指針等の改正に合わせて、原子力災害時に活動する防災業務関係者の安全確保について、以下を記載する。

- ・ 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくこと、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理すること
- ・ 被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量管理などの支援を行うこと

2 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の主な修正内容

（1）原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

ア 交通障害（事故車両・放置車両等）発生時の対応の記載

原子力災害発生時に交通障害が発生した場合の対応として、県警察、道路管理者と連携して早期の交通確保に努めるとともに、各機関が所有する情報伝達ツールを活用して避難者への迅速かつ的確な情報伝達に努めることを記載する。

イ 原子力防災支援基地の整備

江府町に整備中の2か所目となる原子力防災支援基地について、その運用方法を記載する。

（2）国の防災基本計画、原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正

国の指針等の改正等を踏まえ、防災業務関係者の放射線防護対策にかかる文言の修正を行う。

（3）中国電力と締結した防災協力協定の内容の反映

防災協力協定に規定する協力項目に基づき、中国電力の業務として、県、米子市及び境港市へ放射線防護資機材を供給すること、住民相談窓口等を設置することを記載する。

（4）構成の見直し等

平成24年3月の本計画策定以降、県の取組みや国の計画修正等の反映を積み重ねてきており、構成の再整理等により重複箇所の統合や記載箇所の適正化を図る。

※その他、所要の修正、文言の修正等の軽微な修正を合わせて行うものとする。

3 パブリックコメントの概要

（1）実施期間

令和5年5月24日（水）～6月14日（水）

（2）計画案の閲覧方法

県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、原子力安全対策課、各市町村の窓口で閲覧できるほか、県のホームページでも閲覧できます。

県ホームページ：<https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>

鳥取県原子力安全顧問の自己申告について

令和5年5月19日
原子力安全対策課

本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置しています。

この度、鳥取県原子力安全顧問設置要綱に基づき、委嘱中の全顧問17名から自己申告書の提出を受けて、顧問の中立性及び公平性について確認しました。

1 確認の内容

(1) 申告項目

①令和4年度中における顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附の状況

②令和4年度中における顧問の所属する研究室等を卒業した学生の原子力事業者等^{*}への就職状況

^{*}原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。

(2) 申告内容

(令和5年4月1日現在)

顧問名	所属・役職	①寄附状況	②卒業生の就職状況
占部 逸正	福山大学名誉教授	なし	なし
遠藤 暁	広島大学・教授	なし	東京電力HD(1名)
藤川 陽子	京都大学複合原子力科学研究所・准教授	なし	なし
甲斐 倫明	日本文理大学・教授	なし	なし
神谷 研二	広島大学・副学長	なし	なし
富永 隆子	量子科学技術研究開発機構・グループリーダー	なし	なし
吉田 賢史	鳥取大学医学部付属病院・教授	なし	なし
西田 良平	鳥取大学名誉教授	なし	なし
香川 敬生	鳥取大学・教授	なし	なし
片岡 勲	原子力安全システム研究所・技術システム研究所長	なし	なし
北田 孝典	大阪大学・教授	なし	日本原子力研究開発機構(1名)、関西電力(1名)、電源開発(1名)、原子燃料工業(1名)
牟田 仁	東京都市大学・准教授	なし	東京電力HD(2名)、東電設計(1名)、原電エンジニアリング(1名)
望月 正人	大阪大学・教授	なし	関西電力(1名)
吉橋 幸子	名古屋大学・准教授	なし	なし
河野 勝宣	鳥取大学・准教授	なし	中国電力(1名)
佐々木隆之	京都大学・教授	なし	なし
梅本 通孝	筑波大学・准教授	なし	なし

2 参考：鳥取県原子力安全顧問設置要綱（抜粋）

(顧問の委嘱手続等)

第5条

2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書を毎年4月30日までに提出するよう求める。

(1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

(2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。